

平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ベ リ サ ー ブ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 浅 井 清 孝
(コード番号: 3724 東証第一部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 高 橋 豊
(電話番号: 03-5909-5700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉に移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除、条数の繰上げ等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置しなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりといたします。

3. 日程

| | |
|-----------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21 年 6 月 24 日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 6 月 24 日 |

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。</p> <p>第11条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社において、これを取り扱わない。</u></p> <p>第10条～第33条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株式名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条、第2条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p> |

以 上